佐賀県告示第 473 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

平成 27 年 11 月 17 日

		_	T1/	
佐賀県知事	111	1 1	7=	義
	111		Λ—	11 0

名称	所在地	廃止年月日	
岡本歯科医院	伊万里市二里町八谷搦	平成 27 年 4 月 30 日	
	1123 番地 2		
医療法人慈慶会八木産	武雄市北方町大字大﨑	平成 27 年 4 月 23 日	
婦人科	1121 番地		